

一、昭和四十五年、第三回福生町議会臨時会の招集について（別添参照）
二、議案等の送付について（別添参照）

三、町議会議事説明員の兼任について（別添参照）

四、本日の提案議案について（議事日程表参照）

五、二月分創月本納検査実施結果報告（別添参照）

六、三月分創月本納検査実施結果報告（別添参照）

○議長（石川信義君） 日程ヤニ会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。 議会運営委員長 森田香雄君

（議会運営委員長 森田香雄君 登壇）

○議会運営委員長（森田香雄君） ご指名がありましたので報告いたします。

本日開催いたしました第三回臨時会の招集に先き立って、去る五月二十三日議会運営委員会を開催し、今期及び日程につきまして協

議いたしました結果、今期につきましては本日一日間と委員会は決定しお願いすることといたしました。

理由といたしましては、条例改正案のほの専決処分と請願陳情等つづう九件であり、ともに詳細な報告と提案理由の説明を聞くことにより十分納得いただけるものと判断し、新たに提案の陳情書については因会中の継続審査の手段も講ぜられること等から考慮し、また常任委員等の任期満了による改選その他の関連選任選挙事項についても慣例による方法をとることによって円満に終了するものと当委員会は判断したためであります。

なお理事者より全員協議会の開催の要求もあって協議の結果これを了承いたしましたのであらかじめお含みあし願います。本日の議事運営の協力のお願いし、以上簡単に申しあげまして報告といたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の報告は終了しました。

おはかりいたします。 今期につきましてはただいま委員長から報告されましたとおり五月二十七日の一日間と決定いたしましたと思

いますかこれに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。 よって会期は一日間と決定いたしました。

議長（石川信義君） 日程オ三報告オニ号専決処分承認を求めら

ることについて、昭和四十四年度福生町一般会計補正予算オ七号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須原議事係長朗読） 省略

議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 調査室主幹

生子国利君

（企画調査室主幹 生子国利君登壇）

企画調査室主幹（生子国利君） 報告オニ号専決処分の承認を求めらることについて説明申しあげます。

福生町議会

今回の補正予算は専決予算でありまして、理由として、

しては昭和四十四年度会計年度終了直前に都の補助金の決定と起債の追加決定がなされ、急ぎよ補正の手続きを行なうよう指示があり、手続き上許す金額の計上され、予算書も同時に提出する必要となったため地方自治法オ百七十九条オ一項に基づき昭和四十五年三月三十日をもって専決処分の手続きを行なわせていたこと、次でござります。

次に専決補正予算の内容を説明申しあげますと、まず予算書の二頁をお開きいただき、たいと思ひます。

補正予算はオ入オ本を、それ、一千三百三十二万八千円を追加し、四十四年度最終予算総額がオ入オ本とも十一億六百九十二万五千円と定めるものであります。次に二頁を用いて、いただき、たいと思ひます。まずオ入面にあきましては都支出金の補助金を九十二万八千円を追加し、総額七千三十三万円となり、この都補助金は四十四年度より市町村が小中学校の新設用地を起債によって取得した場合、その利子の一部を補給してくれ、ことになり、当町の

適用は四十二年度のオ五小学校及びオニ中学校の用地が対象となりまして、償還利子が七分三厘で現在この対象とする利率の分は六分五厘以上七分五厘までの間における部分を補給するわけで、この場合ですとさうと八厘が利子補給されてくることになりました。その分が九十二万八千円という決定になったわけでありまして。また次の町債につきましては一千二百三十万円を追加し町債総額は八千三百三十万円であり、その追加額のうち一千四百万円が教育債でありまして、当初より単独事業の方針により施行して参りましたオ四小学校の体育館に対し特別に起債が決定した分と、残り百三十万円が土木債でありまして、福生緑地公園整備事業の一環であります。幼児用プールの追加起債でありまして、地方債補正は二表に示すとおりであります。

次にオ本につきましてはオ入において説明申しあげましたものをれの既定科目の補正を行ない、それによって一般財源に剰余金が生じたわけでござります。年度末日の関係上事業年度に充当しても施行が不可能でござりますので金額を予備費に追加補正をいた

しオ本予算の措置をいたした次でござります。

以上ごばくな説明でござりますかご審議のうえご承認くださるようお願い申しあげます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となっておりまして報告オニ号の専決処分については原案とあり承認することにご異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって報告オニ号は原案とあり承認することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程オ四報告オ四号専決処分の承認を求めるとについて福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須原議事係長朗読）省略

○議長（石川信義君）朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 税務課長田村忠

雄君

（税務課長田村忠雄君登壇）

○税務課長（田村忠雄君） 指名をいただきましたので報告や三号
専決処分承認を求めることについて説明申しあげます。

ご承知のとおり本年四月十七日に地方税法の一部が改正されま
して本年度の固定資産税から適用されることになったわけでござ
ります。これを五月一日の納期に間に合わせるために早急に福生町
税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じましたので、地方自
治法の規定によりまして専決処分をさせていたいただきました。議
会のご承認をいただくためにご提案申しあげたわけでござります
す。

福生町議 会

次に条例の改正内容につきまして説明申しあげます。

福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例でござります
が、オ三十三条の六、町民税の法人税割の税率の規定でござ
りまして、改正の要旨をいたしましては法人に対する課税割合
が国や府県に比較いたしました。市町村が非常に低い現状にか
んがみまして、市町村民税の法人税割の引き上げを行なったわ
けでござります。そのために地方税法の改正がなされたわけ
でござります。これに基づきまして条例の三十三条の六の規
定中現行百分の八・九を百分の九・一に改めようとするものでご
ざります。次の附則の九項の表でござります。これは宅地
等に対して課する四十一年度以降の固定資産税の特例の規定でご
ざります。ご承知のように宅地等に対して課します。固定資
産税については最近宅地等の価格の上昇に伴う税負担の急増を
さけるために、四十一年度から上昇率の区分に応じて負担
調整措置がとられております。本年度は三年ごとの
固定資産の評価替えの年でござります。その評価替えの結果

法律が国会を通りましたのが今年の四月十七日でございます。五月一日の納期に間に合えるために急いでおりまして、議案を聞いていただく暇がなかったわけでございます。

「了解」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） ほかございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。ただし議題となっております報告

告や三号の専決処分については原案どおり承認することにより異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって報告や三号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 日程や五報告や四号専決処分の承認を求めることについて福生町都市計費税条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

議事係長をして議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 税務課長 田村

忠雄君

（税務課長 田村忠雄君登壇）

。税務課長（田村忠雄君） 指名をいただきましたので報告や四号専決処分の承認を求めることについて説明申しあげます。

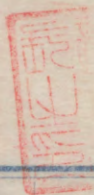
報告や四号につきましてはや三号と同様に地方税法が四月十七日に改正されまして、五月一日の納期に間に合えるために地方自治法の規定によりまして専決処分をさせていただいたわけでございます。

議会の承認をいただくために提案申しあげたわけでございます。す。……、（もう少し大きい声をあしってください。聞こえませ人よ。）という者あり。……

それでは福生町都市計費税条例の一部を改正する条例につきま

して説明申しあげます。

附則第三項は宅地等に対して課する都市計更税の特例でございますが、都市計更税につきましては税の性格、負担の状況等を考慮いたしまして、負担調整措置は四十三年度まで終っておりまして、四十年度以降は評価額で課税されることになっております。ところが本年の土地の評価額の結果評価額がかなり上昇するものがありますので、宅地等につきましては税負担の急増をさけるために四十五年度と四十六年度分につきましてはこの表のような調整措置をとるよう改正しようとするものでございます。附則三項中「四十一年度から四十三年度の各年度分」を「四十五年度分及び四十六年度分」に改めまして、「上昇率の区分」の上に「価格」の二字を入れまして、価格上昇率」といたしたわけでございます。附則表中でございますが、上昇率は四十四年度の評価額に対する倍率でございます。それから負担調整率は従前と同じ一・三、一・六、一・九、という率になっております。表をこのように改めようとするものでございます。附則の第四項は宅地等に対して課する都市計更税の課税標準



標準の規定でございます。法の附則第三十五条二項、三項は前年度分の都市計更税の課税標準を年度別に規定したものでござります。これを三項を三項に改めまして、それから法附則第三十七条の六号は上昇率の規定でございます。三十六年度の価格で除した数をもつていままでは上昇分としていたわけでござります。法附則第三十五条の二項に改めまして前年度分の価格で除してもとめるということ改正されたわけでござります。附則の五項につきましては固定資産税と同様に大規模償却資産等の課税標準の特例でございます。法の附則に八項が加つたために一項目づつ繰り下げられたわけでござります。それから附則の一項目でございますが、これは施行期日でございます。公布の日から施行するということでございます。また二項でございますが改正後の都市計更税法例は四十五年度分の都市計更税から適用して、四十四年度分までの都市計更税につきましてはなお従前の例によるということでございます。以上甚だ粗はくな説明で申し訳れさせていただきますが、よろしくご審

議のうへに承認賜りますようお願ひ申しあげまして説明を終ります。

○議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○議長(石川信義君) 六番 関 米吉君

○六番(関 米吉君) 地方税法の改正に基づくものでござりますけれども、二倍それから四倍というふうな負担調整率がいろいろ出ておりますけれども、そうしますと四十四年度と四十五年度とどの位の、これでもって上昇率になるのですか、平均して町の場合……。

○議長(石川信義君) 税務課長 田村忠雄君

○税務課長(田村忠雄君) 倍率にもよりますが、固定資産税の方は最高一、四倍、それから都市計画税の方は最高が一、九倍でこの表のとおりでござります。

○議長(石川信義君) 六番 関 米吉君

○六番(関 米吉君) ぼくは平均を聞いています。平均どの位か、最高とか最低というものはなく平均どの位であるのか。

○議長(石川信義君) 税務課長 田村忠雄君

○税務課長(田村忠雄君) 平均一、三六倍位になっております。

(「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。ただいま議題となっております。報告ヤ四号の専決処分については原案とおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって報告ヤ四号は原案とおり承認することに決定いたしました。

○議長(石川信義君) 日程ヤ六請願ヤ二号町道舗装に関する請願書を議題といたします。

本件については建設委員会に付託してありますので本員長から報告を願います。建設本員長塩野鉄之助君

(建設本員長塩野鉄之助君登壇)

建設委員長(塩野鉄之助君) 指名がござりましたので審査報告を
申しあげます。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

なお本案につきまして補足して審議の概要を申しあげます。
本件の審議にあたりましては現地の視察をヤ一にすべきである
との意見が、付託審査第一目の去る三月十四日現地視察をいた
しましたか、その結果として請願の内容と現地が合致していない
ことが判明し帰庁後の委員会再会により議論がなされましたが、
出席の各委員には住民の意をくんで理解を示し、路線番号
舗装延長の訂正書が提出されるならば保留とし再審査のため関係
中の継続審査の申出としてはどうかとの意見がなされました。もし
訂正書の提出がない場合は審査は不可能であるとされ、この意向を
関係住民に通知され、その結果訂正書を提出することの返事もあ
り正式には定例会最終日に日程にされて承認され、さらに五月十
三日再度審査を行なった次でありますか、出席委員中より北
側が空地であり現況八尺の巾員をこの際拡大する考え方で舗装

したりどうか、また拡大もいいが請願書はその点にふれていない
ので舗装するしかないかの結論をおすのみでよいのではないか、採
決の結果町が実施の段階で拡大の必要ありとすればやることで、
請願の趣旨はあくまで舗装してほしいとのことである等の発言
もあり、担当課長からもできれば拡大もしたいがいろいろと条件
も出てこようし、よく検討したいとの説明があった採決の結果全員
より採決とすべきものとして決定をみた次であります。
よろしくご審議をいただき、当委員会の決定に賛同されるこ
ともお願いいたします報告いたします。

議長(石川信義君) 以上で委員長が審査報告は終了しました。
これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。
おはかりいたします。請願ヤニ号に対する委員長報告は
採決と決定であります。本件は委員長報告とおり決するに
異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。 よって請願ヤニ号は委員長報告とおり採択と決定をいたしました。

○議長（石川信義君） ここで暫時休憩いたします。

午前十時四十分 休憩

午前十一時 一分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程ヤ七陳情ヤニ号タバコ消費税増収対策のための自動販売機購入に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。 総務委員長大沼秀伍君登壇。

○総務委員長（大沼秀伍君） 審査報告をいたします。

（陳情審査報告書朗読） 別添参照

補足説明をさせていただきます。

本件の陳情の審査にあつては税務課長より近隣の市町の動について説明を受けて検討を行いました。 昭島市および瑞穂町ではすでに実施され、羽村町は本年度の予算に計上して実施する段階であります。

また青梅市においては補助金を支出せず市が機械を購入いたしましたとして協議会に借し

ける形で三年前より実施し増収の成績をあげてゐる現状であります。

また非公式ではあります。が専売公社員より事情を聴取したところでは、機械の設置により購売実績もあがり

成績をあげてゐるとのことでありました。

福生町にはすでに十台が設置されておりますが、公社としても小売店に対しては設置を奨励してゐる等の説明でありました。

これらを参考として質疑をし意見としては増収にならなければ陳情の趣旨には合わない。 タバコ消費税の増収の実績になるなら町も考慮してやるべきであります。 また小売店